

## 第4 財政指標

### 1 健全化判断比率等の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、平成25年度決算における健全化判断比率（4指標）及び資金不足比率については、次のとおりです。

#### (1) 健全化判断比率及び資金不足比率(一覧表)

項目		上段：比率（%） 下段：実質収支額、 資金剰余額（百万円）	【参考】 H24 算定値	早期健全化基準(%)	
健全化判断比率 (4指標)	実質赤字比率	— 実質収支額 3,075 (黒字)	— 実質収支額 5,974 (黒字)	3.75	
	連結実質赤字比率	— 実質収支額 3,075 公営企業資金剰余額 31,327 計 34,401 (黒字)	— 実質収支額 5,974 公営企業資金剰余額 29,655 計 35,629 (黒字)	8.75	
	実質公債費比率	14.6	14.1	25.0	
	将来負担比率	194.8	200.0	400.0	
資金不足比率	企業会計	水道事業	— 資金剰余額 15,443 (黒字)	— 資金剰余額 14,373 (黒字)	20.0
		工業用水道事業	— 資金剰余額 12,261 (黒字)	— 資金剰余額 12,446 (黒字)	20.0
		電気事業	— 資金剰余額 2,721 (黒字)	— 資金剰余額 2,302 (黒字)	20.0
		病院事業	— 資金剰余額 394 (黒字)	— 資金剰余額 1 (黒字)	20.0
	特別会計	地方卸売市場事業	— 資金剰余額 2 (黒字)	— 資金剰余額 3 (黒字)	20.0
		流域下水道事業	— 資金剰余額 499 (黒字)	— 資金剰余額 521 (黒字)	20.0
		港湾整備事業	— 資金剰余額 5 (黒字)	— 資金剰余額 8 (黒字)	20.0

※1 数値が記載されていない比率には、黒字（資金不足比率の場合は資金剰余額があること）のため、標記のルールにより「—」を記載しています。

※2 資金不足比率については、「早期健全化基準」を「経営健全化基準」に読み替えています。

※3 「早期健全化基準」は、財政の早期健全化の取組を必要とするかどうかを示すものです。その基準値以上となると、財政健全化計画の策定の義務が生じます。なお、「早期健全化基準」より更なる財政悪化を示す基準は、「財政再生基準」であり、この基準値以上となると財政再生計画の策定義務が生じ、国の強い関与のもとで財政の再生を目指すこととなります。

## (2) 各指標の概要

### ア 実質赤字比率

一般会計等の収支の赤字の大きさを表す実質赤字比率は、収支が黒字であったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「 - 」としています。

### イ 連結実質赤字比率

一般会計等に、水道事業などの企業会計や地方卸売市場事業などの特別会計も加えた連結実質赤字比率も、収支が黒字であったため、昨年度と同様数値が算定されず、「 - 」としています。

### ウ 実質公債費比率

当該年度の公債費負担の大きさを表す実質公債費比率については、昨年度から 0 . 5 ポイント増加し、「 1 4 . 6 % 」となりました。なお、早期健全化基準である 2 5 % を 1 0 % 程度下回っています。

### エ 将来負担比率

地方債残高などの負債の大きさを表す将来負担比率については、昨年度から 5 . 2 ポイント減少し、「 1 9 4 . 8 % 」となりました。これは、主に分子となる将来負担額のうち、退職手当負担見込額が減少したことなどによります。なお、早期健全化基準である 4 0 0 % の 2 分の 1 程度の数値となっています。

### オ 資金不足比率

公営企業会計の資金不足の大きさを表す資金不足比率については、水道事業などの企業会計や地方卸売市場事業などの特別会計のいずれにおいても、資金不足が生じなかったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「 - 」としています。

平成25年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率				健全化判断比率	平成25年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	実質公債費比率(千円・%)			
都道府県名 三重県 団体名 県分				実質赤字比率	-	3.75	5.00	区分			
				連結実質赤字比率	-	8.75	15.00	平成23年度決算			
				実質公債費比率	14.6	25.0	35.0	平成24年度決算			
				将来負担比率	194.8	400.0		平成25年度決算			
				実質赤字比率(千円・%)				分母比			
一般会計等	会計名		平成25年度決算	分母比							
	一般会計		3,074,518	0.7							
	県債管理特別会計		0								
	総合医療センター資金貸付特別会計		0								
	母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計		0								
	小児心療センターあすなろ学園事業特別会計		235	0.0							
	就農施設等資金貸付事業等特別会計		0								
	林業改善資金貸付事業特別会計		0								
	沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計		0								
	中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計		0								
公共用地先行取得事業特別会計		0									
合計(1)		3,074,753		黒字の場合は、比率を( )書としてい							
標準財政規模(2)		415,715,995									
実質赤字比率 - (1) / (2) × 100			(0.73)								
連結実質赤字比率(千円・%)				資金不足比率							
会計名		平成25年度決算	分母比	平成25年度決算							
企業会計・特別会計のうち公営企業に係る特別会計	水道事業会計		15,443,320	3.7							
	工業用水道事業会計		12,261,226	2.9							
	電気事業会計		2,721,451	0.7							
	病院事業会計		394,260	0.1							
	流域下水道事業特別会計		498,619	0.1							
	地方卸売市場事業特別会計		2,210	0.0							
	港湾整備事業特別会計		5,491	0.0							
	実質黒字額・資金剰余額合計(3)		34,401,330	8.3							
	実質赤字額・資金不足額合計(4)		0	-							
	合計(3)+(4)(5)		34,401,330		黒字の場合は、比率を( )書としてい						
標準財政規模(2)		415,715,995									
連結実質赤字比率 - (5) / (2) × 100			(8.27)								
公営事業会計	26 将来負担額				区分						
	一般会計等に係る地方債の現在高(15)				平成25年度決算						
	債務負担行為に基づく支出予定額(16)				分母比						
	公営企業債等繰入見込額(17)				1,358,213,580						
	組合等負担等見込額(18)				23,550,522						
	退職手当負担見込額(19)				43,446,479						
	設立法人等の負債額等負担見込額(20)				10,163,953						
	連結実質赤字額(21)				209,071,417						
	組合等連結実質赤字額負担見込額(22)				134,982						
	0				0						
27 財源当等可				区分							
充当可能基金(23)				平成25年度決算							
充当可能特定歳入(24)				分母比							
基準財政需要額算入見込額(25)				35,858,527							
将来負担額(26)				1,644,580,933							
充当可能財源等(27)				957,631,866							
標準財政規模(2)				415,715,995							
算入公債費等の額(12)				63,238,415							
(26) - (27) (28)				686,949,067							
分母(2) - (12) (29)				352,477,580							
将来負担比率 (28) / (29) × 100				194.8							
内訳				区分							
PFI事業に係るもの				0							
いわゆる五省協定等に係るもの				0							
国営土地改良事業に係るもの				5,715,348							
森林総合研究所等が行う事業に係るもの				7,470,666							
地方公務員等共済組合に係るもの				3,649,884							
依頼土地の買戻しに係るもの				6,714,624							
社会福祉法人の施設建設費に係るもの				0							
損失補償・債務保証の履行に係るもの				0							
引き受けた債務の履行に係るもの				0							
その他上記に準ずるもの				0							
0.0				0.0							
17 入企業込債額等繰				区分							
流域下水道事業特別会計				平成25年度決算							
病院事業会計				分母比							
水道事業会計				35,913,279							
地方卸売市場事業特別会計				5,581,919							
その他の会計				618,258							
194,880				1,138,143							
0.1				0.1							
20 ほか社等				区分							
地方道路公社に係る将来負担額				0							
土地開発公社に係る将来負担額				0							
その他第三セクター等に係る将来負担額				134,982							
0.0				0.0							

早期健全化基準及び財政再生基準は、平成25年度決算の基準である。

将来負担額

下表内 ( ) は H24 年度。【単位：百万円】

地方債 現在高	+	債務負担 行為に基 づく支出 予定額	+	公営企業繰 入見込額・ 組合等負担 見込額	+	退職手 当負担 見込額	+	公社、第 三セクタ ー等負担 見込額	-	充当可 能基金	-	充当可 能特定 歳入	-	交付税算 入見込額
1,358,214 (1,322,500)		23,551 (28,060)		53,610 (56,654)		209,071 (225,319)		135 (117)		35,859 (33,392)		23,913 (25,314)		897,861 (856,721)
<hr/>														
標準財政規模										元利償還金等に係る交付 税算入額				
415,716 (418,661)										63,238 (60,168)				

(分子) 686,949百万円 / (分母) 352,477百万円 = 194.8%  
H24年度【(分子) 717,224百万円 / (分母) 358,493百万円 = 200.0%】

# 健全化判断比率及び資金不足比率 用語解説

## 1 実質赤字比率

一般会計と一部の特別会計（母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計など）を対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

一般会計と一部の特別会計を合わせた概念を、以下「一般会計等」とします。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

## 2 連結実質赤字比率

一般会計等に加え、企業会計と特別会計のうち公営企業に係る特別会計まで（すなわち、全会計）も対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

なお、算定の過程で、全会計の黒字、赤字を足し合わせて、結果として赤字となった場合に、比率が算定されます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額は、全会計の黒字、赤字を足し合わせ、トータルで赤字となった場合に計上

## 3 実質公債費比率

当該年度の公債費負担の大きさを示す指標です。その対象は、一般会計等の起債に係る元利償還金のほかに、公営企業会計や一部事務組合の起債に係る元利償還金に対する一般会計等の負担などにも広がっています。

過去3カ年平均で算定します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る交付税措置額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税措置額}}$$

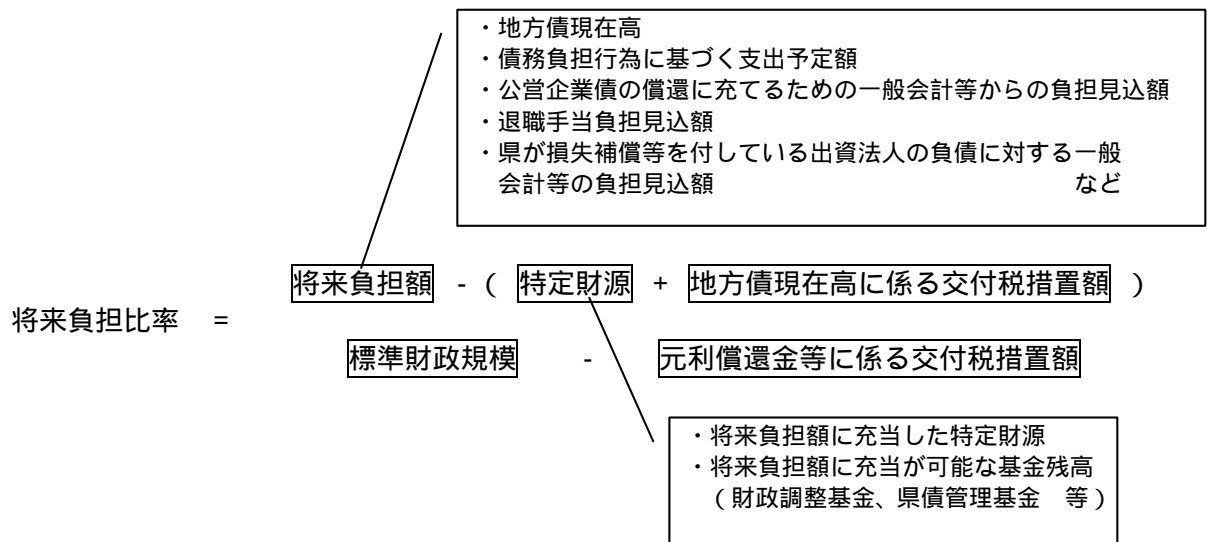
・ 地方債の元利償還金  
・ 公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの負担 など

特定財源  
国庫支出金など元利償還金等に充当した特定財源

#### 4 将来負担比率

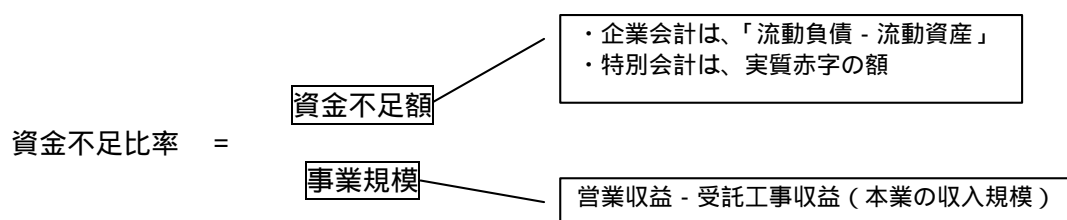
これまでの財政指標には、単年度における支出額の大きさを示すフロー指標しかなかったところですが、負債（地方債残高など）の大きさを示すストック指標として、新たに設けられた指標です。

この指標は、地方公共団体全体の会計に加えて、地方公社、第三セクターの負債までも対象として、将来、一般会計等の負担がどの程度あるかを示すものです。



#### 5 資金不足比率

公営企業に係る資金不足の状況を示す指標で、各会計ごとに表します。なお、決算年度の末日において資金不足（資金の赤字）が生じている場合に数値が算定されます。



# 対象会計の範囲（三重県の場合）

